

平成十八年六月十六日受領  
答弁第三一二二号

内閣衆質一六四第三一二号

平成十八年六月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島における韓国による我が国の主権侵害行為に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島における韓国による我が国の主権侵害行為に関する質問に対する答弁書

一について

国際法上、主権とは、一般に、国家が自国の領域において有する他の権力に従属することのない最高の統治権のことをいい、国家の基本的地位を表す権利を意味すると承知している。一方、領有権という語は、様々な文脈の中で用いられることがあるが、国際法上、国家の主権について、その領域の自らへの帰属という側面を強調して用いられることが多いと承知している。

二及び三について

外務省としては、平成十八年五月十八日、韓国が竹島に不在者投票所を設置するとの報道を承知した。韓国が竹島に不在者投票所を設置することは、竹島の領有権に関する我が国の立場に照らし受け入れられるものではない。